

年度末に発注する国庫債務負担行為等に係る工事費の積算について

〔昭和 57 年 3 月 5 日 57 構改 D 第 132 号〕
構造改善局長から各地方農政局長あて

年度末に契約する国庫債務負担行為等工事の積算に当たっては、下記によることとしたので、適用に当り留意されたい。

記

- 1 労務単価、歩掛り及び機械損料については、次年度用単価、基準を採用できること。
ただし、契約年度末に出来高が予定されるものについては、構造改善局建設部設計課と協議するものとする。
- 2 資材単価については、施工地域の実態に即した適正な実勢単価を採用すること。

〔編注〕 同趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事、森林総合研究所森林農地整備センター長あて参考送付されている。

